

浜長保険センター安全だより

令和3年1月25日

浜長保険センター 第50号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



1月13日、兵庫県も新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言が発出されました。コロナ「モウー結構」早く収束して「うっしっしいー」と笑いたいものです。

1月20日(水)大寒に入り、寒さも一段と厳しくなりますが、一層のご自愛をお祈り申し上げます。



今回、駐車禁止等除外標章(身体障害者等用)に関し説明します。駐車は日常生活に身近であり、一度、振返って確認してはどうでしょうか。

問 駐車禁止等除外標章とは、どんなことか？

答 この欄の下に示している標章です。対象者の申請に基づき公安委員会が交付します。(代理人も可能)

問 交付対象者はどんな人か？

答 下肢不自由、視覚障害・聴覚障害等などの障害があり、身体障害手帳等の交付を受けており、一定の条件を満たした方に交付されます。詳しいことは近くの警察署交通課でお尋ねください。

問 申請先は、どこか？

答 住所地を管轄する警察署交通課です。



問 この標章(ステッカー)の交付は、車に対するものか、身体障害者等、人に対するものか？

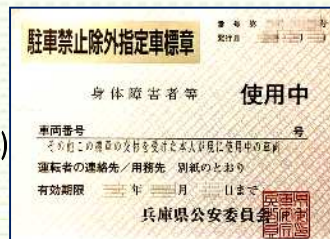
答 従来、対象者が所有する車に対して交付されていましたが、現在は車を所有しない人にも交付されます。自分の車だけでなく、タクシーや友人が運転する車、レンタカーなどを使っている際も「駐車禁止除外指定車」として認められます。この場合、ステッカーの交付を受けた身体障害者等本人が現に使用中の車に限り、除外対象となります。ステッカーは、従来「駐車禁止除外指定車」でしたが、人に対して交付するもので、現在は「歩行困難者使用中」と印刷されています。

問 「身体障害者等使用中」のステッカーを掲示すれば、何処に駐車しても駐車違反にならないのか？

答 駐車可能な場所と駐車違反になる場所があります。

駐車可能な場所は

- 1 道路標識又は道路標示で公安委員会から駐車禁止されている場合
- 2 パーキング・メーター、パーキング・チケット設置区間(駐車の内側に限る)
次の場所は、ステッカーを掲示しても除外されず、駐車違反となります。
- 3 停車及び駐車を禁止する場所(道路交通法第44条)
交差点とその端から5m以内、横断歩道等とその端から前後5m以内、道路の曲がり角から5m以内等
- 4 駐車を禁止する場所(道路交通法第45条)～車庫等から3m以内、火災報知器から1m以内等
- 5 停車又は駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)
道路の左側端に沿わない駐車(右側駐車、斜め駐車)、無余地駐車(車の右側の余地が3.5m未満)、路側帯設置場所における駐車方法違反(路側帯が0.75m以下の場合に路側帯内に入り駐車、路側帯が0.75m以上の場合に車の左側に0.75mの余地を空けず駐車)
- 6 車庫代わり駐車及び長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
道路を車庫代わりに使用、又は道路の同一場所に引き続き12時間以上、夜間8時間以上駐車



～ 道路は皆が利用する公共の場所、違法な停車・駐車は交通の安全・円滑を阻害します ～